

自然再生推進法の概要

自然再生推進法は、自然再生の基本理念、実施者等の責務、その他推進上必要な事項を定め、自然再生に関する施策を総合的に推進し、生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的としています。

1 自然再生の定義

自然再生とは、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、専門家等の地域の多様な主体が参加して、自然環境を保全、再生、創出、維持管理することです。

保全

良好な自然環境が現存している場所においてその状態を積極的に維持する行為

再生

人間活動や開発等により自然環境が損なわれた地域、あるいは自然资源の利用や維持管理を通じた自然に対する人間の働きかけの減少により二次的な自然環境が劣化した地域において、それらの自然環境を取り戻す行為

創出

大都市など自然環境がほとんど失われた地域において大規模な緑の空間の造成などにより、その地域の自然生態系を取り戻す行為

維持管理

再生された自然環境の状況をモニタリングし、その状態を長時間にわたって維持するために必要な管理を行う行為

2 自然再生の基本理念

生物多様性の確保

自然再生は、健全で恵み豊かな自然が将来の世代にわたって維持されるとともに、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを旨として適切に行う。

地域の多様な主体の参加と連携

自然再生は、地域の多様な主体が連携するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施する。

科学的知見に基づく実施

自然再生は、地域における自然環境の特性、自然の復元力および生態系の微妙な均衡などを踏まえて、かつ、科学的知見に基づいて実施する。

順応的な進め方

自然再生事業は、事業の着手後においても自然再生の状況を監視し、その監視結果に科学的な評価を加え、これを当該事業に反映される方法により実施する。

自然環境学習の推進

自然再生事業の実施に当たっては、自然環境学習の重要性にかんがみ、自然環境学習の場として活用が図られるよう配慮する。

3

自然再生推進法に基づく自然再生事業実施の流れ

自然再生基本方針

- 自然再生に関する施策を総合的に推進するための基本方針
- 環境大臣が、農林水産大臣及び国土交通大臣と協議して案を作成し、閣議決定
- おおむね5年ごとに見直し

地域の取り組み

実施しようとする主体の発意・呼びかけ
※誰でも発意・呼びかけをすることが可能です。

自然再生協議会の組織化

参加

地域住民
特定非営利活動法人
専門家
関係地方公共団体
土地所有者
関係行政機関

協議会の取り組み

自然再生協議会

自然再生全体構想の策定

自然再生事業実施計画の策定

自然再生事業実施者

自然再生事業の実施

モニタリングの実施

順応的な事業の実施

評価結果の事業へのフィードバック

法に基づく支援

主務大臣及び都道府県知事

送付

助言

自然再生専門会議

自然再生推進会議

※関係行政機関で構成し、自然再生の推進を図るために連絡調整を実施

■自然再生推進法は、環境省、農林水産省、国土交通省の3省が共同で担当しています。